

## CONTENT 平成 30 年度

### < BLESS International School >

- 1・概要、規則
- 2・服装、持ち物リスト
- 3・入園に際して
- 4・年間行事
- 5・災害時
- 6・給食・おやつ
- 7・病気、与薬、予防接種について
- 8・安全対策
- 9・衛生管理
- 10・子どもの病気と休園の目安
- 11・SIDS（乳幼児突然死症候群）
- 12・与薬届について
  - ・与薬依頼書



### < BLESS International School >

## <BLESS International School 植田園>

### 1・概要、規則

#### 1・定員

12名（0歳児～2歳児）

#### 2・保育時間等

##### 1) 開園時間：月曜日から金曜日 7時～20時

通常保育：7時～20時

・登降園時間をご提出していただく就労証明書に沿って契約致します。契約時間は厳守をお願い致します。遅れる際は必ずご連絡ください。また、連続して10分以上遅れる際は延長料金が発生しますのでご了承ください。（延長料金：¥100/30分）

注）就労証明書の提出が3カ月無い場合は、退園となることがあります。

～慣らし保育～

0、1、2歳児の新入生は入園日から1週間は慣らし保育のお時間でお越しく下さい。

1日目	8:30～11:00
2日目	8:30～11:00
3日目	8:30～12:30
4日目	8:30～12:30
5日目	8:30～14:30
6日目	8:30～14:30

##### 2) 休園日：土曜日、日曜日、祝日、12月29～1月3日、他（別途通知致します）

注1) 保護者のお仕事がお休みの日はお家でゆっくりお過ごしください。

注2) 欠席・遅刻・早退・延長の場合は午前9時までに園にご連絡ください。病欠の場合は合わせて症状もお知らせください。

注3) 環境事項（保護者の勤務先・勤務時間・住所・電話番号・家族構成等）に変更が生じた場合には必ず園にお知らせください。

注4) 産休・育休に入る場合には必ず園にお知らせください。

注5) 保育園を退園または転園する場合は、30日前に必ず園にお知らせください。急な退園の際は1か月分の月謝が発生することがあります。

### 3・登降園

- 1) 登降園については、各自で責任を持ち、事故のないようお気をつけください。
- 2) お車での送迎は可能ですが、駐車場の混雑を避ける為、駐車時間は5分以内とさせていただきます。
- 3) 1歳児から全員各自で毎日の荷物整理を行います。子どもの自立を促す為、入り口で職員にお子様をお預けください。
- 4) 毎朝ご家庭で検温し、熱が37.5℃以上あるとき、便が緩いとき、身体に異常があるときは、お預かり致しかねます。
- 5) 登園時には、お子さまに食べ物やおもちゃなどを持たせないでください。
- 6) 保護者以外の方がお迎えに来られる場合には、必ず事前に園にご連絡ください。
- 7) 朝食は幼児期の正常な発育に不可欠ですので、必ずご家庭で毎朝朝食を摂るようお願いいたします。また、登園前に排便を済ませ、おむつを使用しているお子様はきれいなおむつの状態で登園ください。

## 2・服装・持ち物リスト

すべての持ち物（おむつ含む）にローマ字で名前を書いてください。

- ・服装：園指定体操服（変更の可能性あり）
- ・毎日の持ち物：赤白帽、おむつ、おしりふき、お手ふきタオル、水筒（紐付き）、ランチセット（スプーン/フォーク/箸/エプロン）、園指定連絡帳、連絡袋
- ・週末に持ち帰り週明けに持ってくるもの：ふとん一式、歯ブラシセット
- ・園で保管するもの：着替え上下2セット、スーパーの袋5枚
- ・新学期（4月、9月）に集めるもの：雑巾2枚、箱ティッシュ1箱、トイレトペーパー1個
- ・一年ごと：災害用水（2リットル）、非常食用おやつ1缶（賞味期限1年以上のもの）

## 3・入園に際して

### 1・月謝

施設管理費：¥3,000/月

年齢	月謝	おけいこ	1日の昼食代	1日のおやつ代
0歳	¥34,300	¥0	¥0	¥0
1歳2歳	¥34,200	¥8,000	¥0	¥0

\*おけいこ内訳：英語¥8,000

## 2・保育料振込先

園名	金融機関名	口座及び名義
ブレス焼山園	名古屋銀行 高針支店	普通口座 3337036 一般社団法人ブレス
ブレス植田園	名古屋銀行 高針支店	普通口座 3341530 一般社団法人ブレス
ブレス名東園	名古屋銀行 高針支店	普通口座 3341521 一般社団法人ブレス
ブレス栄園	名古屋銀行 高針支店	普通口座 3341505 一般社団法人ブレス
ブレス名駅園	名古屋銀行 高針支店	普通口座 3341483 一般社団法人ブレス

\*前月末までにお振込みください。

## 3・提出書類

メールにてお送りいたします。ご家庭でプリントアウトをお願いします。

- ・入園願書
- ・誓約書
- ・緊急連絡先
- ・支給認定書（区役所よりお受け取り下さい）
- ・入園前診断証
- ・児童票
- ・利用契約書（こちらは入園後お渡し致します）
- ・協定書2部（こちらは入園後お渡し致します）
- ・乳児医療証、保険証のコピー
- ・災害共済給付制度同意書

## 4・入園時の購入品（税込み） **（予定）**

体操服	上¥2,728、 下¥2,120	スクールエンブレム	大×各¥850、小×各¥700
冬の体操服	上¥4,320、 下¥4,320	ガウン	¥2,160
赤白帽	¥1,500		
通園バック	¥2,800		
おけいこエンブレム	各¥1,000		

## 4・年間行事について（2018）

### April

5<sup>th</sup> Open school Ceremony(2～5日は希望保育)

11<sup>th</sup> Easter event

### May

14<sup>th</sup> 子どもの日 世界の子もデー 子どもの日をお祝いします

### June

22<sup>nd</sup> Inti Raymi Festival（南米3大祭り）

### July

18<sup>th</sup> International day 色々な国の衣装でお越しください

### September

21<sup>st</sup> Notting Hill Carnival（ヨーロッパ3大祭り）

ドレスアップしてお越しください

### October

5<sup>th</sup> 遠足 東山動物園（保護者同伴）

31<sup>st</sup> ハロウィンパーティー 仮装でお越しください

### November

27<sup>th</sup> Thanks giving 祭り

### December

21<sup>st</sup> Christmas party

### January

4<sup>th</sup> New Year festival 餅つき大会

### February

8<sup>th</sup> ホーリー祭り 色のついた粉を掛け合うお祭り

### March

1<sup>st</sup> Hina doll Festival

15<sup>th</sup> St. Patrick's day 全身緑色のお洋服でお越しください

27<sup>th</sup> Year End Party

\*動物園遠足：現地集合現地解散（北園門チケット売り場にて）（入場料園児無料）  
持ち物：手で食べられるパンやおにぎり（食べやすいものでご用意ください）、シート、  
お手拭き、タオル、水筒（紐付き）、赤白帽子、雨具

## 5・災害時

### 1) 台風のと看

- ・午前 6 時の時点で「暴風警報」が発令されている場合には、午前中は休園となります。
- ・午前 11 時の時点で「暴風警報」が解除された場合には、午後からの開園となります。
- ・午前 11 時の時点で「暴風警報」が解除されない場合には、終日休園となります。
- ・登園後に「暴風警報」が発令された場合には、できるかぎり早くお迎えに来てください。
- ・「大雨・洪水警報」が発令され、地域的に危険が予測される場合には、登園を見合わせてください。

### 2) 地震のおそれのあるとき

- ・登園前に「東海・地震注意情報」が発令された場合には、終日休園となります。
- ・登園後に「東海・地震注意情報」が発令された場合には、できるかぎり早くお迎えに来てください。
- ・「警戒宣言」が発令された場合には、休園となります。

### 3) 地震時の園児の登降園について

#### 1、「東海地震注意情報」及び「警戒宣言（予知情報）」が発令された場合

- ①在宅時は、当園しないでください。
- ②登園中は原則として帰宅してください。（ただし状況によっては最寄りの避難所に避難する）
- ③登園後は、速やかにお迎えに来てください。
  - ・園内でのお迎え場所は、保育室を予定しています。お迎えの際は続柄・連絡先・避難先（場所）などを聞きますのでご協力ください。
  - ・保護者によるお迎えが遅くなる場合は、お子さまを園内で保護していますので、できるだけ速やかにお迎えに来てください。
- ④「東海地震注意情報」および「警戒宣言（予知情報）」の解除情報又は「安全宣言」が発令された場合は、暴風警報解除時に準じて保育園を再開します。

#### 2、名古屋市で震度 5 以上の地震が発生した場合

##### ①家庭で発生した場合

- ・登園せずに自宅待機してください。

##### ②保育中に発生した場合

- ・速やかにお迎えに来てください。
- ・園内でのお迎え場所は、保育室を予定しています。お迎えの際は続柄・連絡先・避難

先（場所）などを聞きますのでご協力ください。

- ・保護者によるお迎えが遅くなる場合は、お子さまを園内で保護していますので、できるだけ速やかにお迎えに来てください。

#### 4) 特別警報発令時（暴風警報以外であっても）

- ・暴風警報発令時と同様の取り扱いとなります。

## 6・給食、おやつ

当園では、専属の調理員が愛情を込めて毎日給食やおやつを手づくりします。基本的には、名古屋市が作成した栄養バランスに優れた献立に沿います。また、収穫した食材を使って、子どもたちといっしょにクッキングも行います。

- ① 0歳児・1歳児・2歳児には、午前9時ごろと午後3時ごろにおやつを提供します。
- ② 毎月献立表をホームページに掲載します。

#### ・食物アレルギーの対応について

アレルギーや持病については、入園時に保護者より詳細情報をご提供いただき（医師記入の書類の提示を求めます）、園と相談のうえ、食物アレルギー対応給食が必要な場合は集団給食のなかで可能な範囲の除去食を用意いたします。症状によっては、園内での対応が困難な場合もありますが、その際は個々にご相談いたします。食物アレルギーの対応食の実施にあたっては医師の指導に基づき、ご家庭と連携を密にしてすすめていきます。

## 7・病気、与薬、予防接種について

- 1) 毎日のお子さまの体調変化にはご家庭でも十分気を配ってください。
- 2) お子さまの体調がすぐれないときには、園への欠席連絡とともに、早めに医師の診察を受け、回復するまでご家庭で療養してください。
- 3) 下記感染症の場合は登園できません。「治癒証明書」の提出をお願いいたします。

<第2種学校伝染病（結核を除く）>

- ・インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）
- ・百日咳 ・麻疹
- ・流行性耳下腺炎（おたふく風邪）
- ・風疹
- ・水ぼうそう

・咽頭結膜熱（プール熱）

4) 「予防接種記録票」には入園前の情報を全てご記入ください。

5) 与薬については、安全確保と事故防止のため、園指定の「与薬依頼書」をご提出いただきます。薬の「受取」は必ず「手渡し」で行います。連絡帳ケースやかばんの中での保管は、誤飲事故につながりますので厳禁とします。かぜ薬などの市販薬はお預かりできません。

## 8・安全対策

### 1・不審者対策

#### 1) お迎え

園児のお迎えを代理の方に依頼される場合には、保護者より事前の連絡が必要となります。

#### 2) 不審者情報

当園では他機関とも連携し、地域の不審者情報の収集に努めています。同時に、保護者の皆さんからも情報を収集し、関係者全員で情報を共有します。

#### 3) 不審者侵入防止訓練

年に 1 回不審者侵入防止訓練を実施します。園児の安全を守るための避難経路確保、不審者撃退、通報等の訓練を職員全員で行います。

### 2・災害対策

1) 避難訓練：火災、及び地震を想定して毎月 1 回、年 12 回避難訓練を実施します。名古屋市指導による防災訓練を実施し、通報訓練等も行います。

#### 2) 防火管理者業務

① 避難訓練年間計画に基づき、毎月の避難訓練の計画を策定します。

② 避難訓練実施の結果を記録、保存します。

③ 日常の安全点検を実施し、職員へ指示を出します。

- ・ 家具等は転倒防止策を講じる。
- ・ 棚は重いものを下に収納し、重心を低くする。
- ・ 棚等に収納されたものが落下しないように策を講じる。
- ・ 燃えやすいものを撤去する。

④ 年に 2 回、自主点検し「自主点検チェックリスト」へ記入します。

⑤ 非常持ち出し品（避難リュック）、非常備蓄品、防災準備品の点検を毎年実施し、園外保育実施前にも確認します。

⑥ 毎月以下の安全点検を実施します。

非常備蓄品  懐中電灯  飲料水  粉ミルク  オムツ  食料品



- 防災準備品 □ 消火器 □ バケツ □ 汲置きした水 □ 靴
- シート □ 救急箱 □ 携帯電話 □ 金槌 □ スコップ

⑦防災管理に関する要望や意見を各家庭や近隣住民より収集し協力体制を築きます。

### 3・事故防止

保育士は定期安全点検を実施し事故防止に備えます。まず、点検の対象となる建物、設備、整理棚など対象物ごとに点検すべき事項を検討して「設備点検チェックリスト」を作成し、職員全員で年に2回点検を行います。これにより、点検漏れを防ぐとともに、潜在危険を生じやすい設備・備品等に気づき、事故防止を徹底します。

### 4・事故発生時

#### 1) 報告・判断・説明

ケガ、事故発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時に、報告・連絡を行い、ケガの状態・程度・部位により医療機関を受診する必要性の有無の判断を的確に行います。ケガの大小に関わらず、お迎え時には詳しい説明と報告を行います。

#### 2) 事故記録簿

実際に事故が起きた場合には、経緯・対応・処置・発生状況・受診記録・改善策を詳細に記録し、これらの記録を基に、事故防止、安全対策について再検討し、以後の事故防止に努めます。

#### 3) 安全教育

安全に行動する態度・習慣・知識の育成を「日常の保育計画」に盛り込み計画的に行います。年齢や発達段階に応じて、「自身を守る」ために必要な判断力・体力・瞬発力・調整力等を養うのに有効な遊び方、生活の仕方を工夫した保育を実践します。

## 9・衛生管理

当園では、以下の衛生管理を実施します。

### 1. 児童の保健衛生

#### 1) 登園時

- ・視診：顔色、体調、表情等の健康状態を観察します。
- ・口頭確認：保護者に家庭での様子を口頭で確認します。
- ・連絡帳：家庭での前日からの様子を確認します。
- ・検温：検温も含め園において子どもの体調を観察します。
- ・爪：爪が伸びていたら、保護者に切っていただくようお願いします。

#### 2) 保育中

- ・睡眠中：目顔（目や顔の表情）や呼吸の状態を観察します。風邪症状が見られる時に

は、特に細かく観察します。

- ・食事中：食欲の有無などから健康状態を観察把握します。咀嚼（かむ）や嚥下（飲み込む）が上手くいかない状況が認められる場合には、家庭とも連絡を図りながら問題を改善していきます。

### 3) 身体測定

- ・実施回数：毎月身長・体重を測定し記録します。

### 4) 定期健診

- ・実施回数：歯科健診：年に1回（6月）実施します。
- ・実施担当者：嘱託医

## 2・施設の保健衛生

### 1) 厨房の衛生管理

「衛生管理点検表」「検食簿」を毎日記録し、調理師の服装チェック及び食材の温度チェックを行います。「取り扱い点検簿」は食材搬入時に記録します。

### 2) 消毒

園が定める以下8項目の「消毒方法」を遵守し、施設の消毒及び清掃を行います。

手洗い 室内 調理器具 備品 食器類 リネン 厨房 トイレ

3) 衛生点検 「衛生点検チェックリスト」に基づいて、園の消毒及び清掃、児童衛生環境整備などの自主点検を年に2回実施します。

## 3・感染症対応

当園では、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき感染症対応を行います。

### 1) 早期発見

- ・早期発見：日頃から健康診断や観察により子どもの状態について正常時の状態を把握し、異常を早期発見します。
- ・確認時：感染症の疑いがあれば、保護者にご連絡いたします。

### 2) 感染症の発生時

- ・保護者からの連絡：医師より「感染症」と診断された場合は、保護者より園へ速やかにご連絡ください。保護者からご連絡を受けた後、園では迅速に以下の対応をします。

①必要に応じて「発症状況」と「病気情報」を掲示する。

②必要に応じて全保護者に通知いたします。

3) 登園の再開：医師のサインが入った「治癒証明書」の提出をもって登園の再開となります。

### 4) 感染症への配慮

- ・施設衛生管理：施設の定期的な衛生管理（前述）を実施します。

- ・調理：調理工程等における重要管理事項を定めた大量調理施設衛生管理指針を遵守します。
- ・研修：調理師は食品の衛生管理に関する研修に積極的に参加します。
- ・検便：調理師は毎月実施します。
- ・手洗い：児童及び職員全員に対して手洗いを徹底します。

## 10・子どもの病気と休園の目安

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について治癒証明書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。(学校保健安全法施行規則第 19 条 第二種、第三種感染症)

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹 (はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染 力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで (幼児(乳幼児)にあつては 3 日を経過するまで)
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1 ~ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下線腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数 日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから

百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師より感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

## 11・SIDS（乳幼児突然死症候群）

今まで元気だった赤ちゃんがある日突然死んでしまうSIDS（乳幼児突然死症候群）は原因不明の病気で、「赤ちゃんのぼっくり病」と言われています。この病気は世界中にみられ、日本でも多くの赤ちゃんが命を落としています。

### ●SIDSの特徴

- ① ほとんどが昼夜を問わず睡眠中に起こっています。
- ② 声を上げたり、もがき苦しんだりすることなく、スーッと亡くなってしまいます。

### ●SIDSについて現在わかっていること

- ① 生後2ヶ月の赤ちゃん（4～6ヶ月がピーク）から、2歳ごろまで発症する可能性があります。
- ② 日本ではSIDSで亡くなる赤ちゃんは「2,000人に1人（年間約600人～700人）」と言われています。また、生後4ヶ月の死亡原因の59%がSIDSとされています。
- ③ SIDSの原因、遺伝するかどうかなどはわかっていません。

### ●気をつけるべきこと

- ① 赤ちゃんは「うつぶせ寝」をやめ、「仰向け」か「横向き」に寝かせる。
- ② 暖めすぎない。（布団を掛けすぎない。布団を頭からすっぽり掛けない。）
- ③ 妊娠中、並びに少なくとも生後1歳になるまでは、赤ちゃんの周りで喫煙しない。
- ④ できるかぎり母乳で育てる。

この病気はいつどこで発症するのかわかっていません。お子さまをお預かりしている保育

内で起こるかもしれません。当園では、SIDSだけでなく窒息などの原因にもなりかねませんので、「うつぶせ寝」ではなく、「仰向け寝」か「横向け寝」とします。また、健康チェックをこまめに行い、体調には十分注意して保育します。特に2歳までは細心の注意が必要です。お子さまの体調がすぐれないときは、決して無理をさせません。

## 12・与薬届について

1. 主治医の診察を受けるときには、お子様が現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していること、及び保育園では原則として薬の使用が出来ない旨をお伝えのうえ、なるべく朝・夕の2回の与薬で済むよう、主治医とご相談ください。昼の与薬が必要な場合はその旨が記載された処方箋をご提出ください。
2. お子様への与薬は、万全を期するため「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、薬に添付して保育園の職員に直接手渡していただきます。本来は保護者の方が登園して与薬いただくのが原則ですが、やむを得ない場合かつ保護者の方が登園できない場合には、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与薬いたします。
3. 薬はお子様を診察した医師が処方し調剤したもの、又はその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園では与薬できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。熱性けいれん等、やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。（初めて使用する座薬については対応できません。）尚、使用に当たっては、その都度保護者の方にご連絡しますので、ご承知ください。
5. 熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与薬しなければならない場合、保育園としてはその判断ができません。その都度保護者の方にご連絡することになりますので、ご承知ください。
6. 慢性の病気（気管支炎・てんかん・アトピー性皮膚炎・糖尿病などのように、経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医又は嘱託医の指示に従うとともに、相互の連帯が必要となります。
7. 家庭から持参する薬について
  - (1) 医師が処方した薬には必ず「与薬依頼書」及び「処方箋」を添付してください。

- (2) 薬は必ず園の職員に直接手渡してください。
- (3) 薬は一回ずつに分けてご用意ください。水薬も一回分ずつ容器に入れてください。その後ジップロックのようなチャック付きの袋に薬と与薬依頼書を入れてください。
- (4) 袋や容器には必ず園児名と与薬の時間を記入してください。
- \*名前はローマ字と日本語両方でご記入ください。

《与薬依頼書》

年 月 日

依頼者	保護者氏名		
	子ども氏名		
主治医		病院・医院	
持参した薬		年 月 日に処方された薬	
病名			
	薬の内容	かぜ薬・咳止め・整腸剤・外用薬 ( 抗生物質 ) ・ その他 ( )	
	量	( ) 包	
薬の剤型		粉・液(シロップ)・外用薬・目薬・その他	
与薬する時		食事の前・後	その他 ( )
受領者			
与薬者			
備考			

※1回分の薬に名前を記入し、チャック付き袋に入れ職員に手渡してください。

